

容器へ詰替える行為は 禁止!

◎この設備は、利用者が自分で自動車及び原動機付自転車に給油するものです。自分で容器にガソリンや軽油を入れる行為は、法令で禁止されていますので、容器に入れる際は必ず従業員にお願いしてください。

◎ガソリンを携行缶で購入する際は、以下の3点が法令で義務付けられています。

- (1)本人確認書類の提出 ※免許証等の確認
- (2)使用目的の確認 ※従業員の指示に従ってください
- (3)販売に関する記録の作成
※ガソリンスタンドで販売記録を作成し保存します



こちらからも閲覧できます

【お問合せ先】 伊達地方消防組合消防本部予防課
TEL 024-575-0181

